

告示

埼玉県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	羽生市上岩瀬五	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成三十年四月三十日
なごみ診療所	白岡市野牛一三二 二八―二―三〇	居宅療養管理指導	平成二十九年四月三十日
医療法人耀成会 柏原歯科医院	大里郡寄居町寄居 九五七―七	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十年十二月三十一日

ユニコ調剤薬局 ユニメック	有限会社ユニコ調剤薬局	ノエル薬局	ユニコ薬局 高坂店	しろくま薬局 南台店	清見薬局	ユニコ薬局 ふじみ野店	あおぞら薬局 長瀬店
坂戸市関間一 一―一八	坂戸市八幡二 九―九	蓮田市井沼九 八―三	東松山市松風 九―一	ふじみ野市南 台一―七―二 五	ふじみ野市清 見一―二―一 三	富士見市ふじ み野一―二― 四―藤ビルⅡ 二階	入間郡毛呂山 町一―八―七 若山
介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導	介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導	介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導	介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導
平成三十一年三 月三十一日	平成三十一年三 月三十一日	平成三十一年二 月二十八日	平成三十一年三 月三十一日	平成三十一年三 月三十一日	平成三十一年三 月三十一日	平成三十一年三 月三十一日	平成三十一年三 月三十一日

グループホーム 越生町やすらぎ	デイサービスセン ター遊・蔵	デイサービスセン ターあつたかの 家みさと	さくら訪問看護ス テーション	あおぞら薬局 鶴ヶ島店	あおぞら薬局 藤金店	あおぞら薬局 清水町店	ユニコ薬局 東坂戸店
入間郡越生町越 生九六九一	蕨市錦町六一九 一三三	三郷市半田二四 一〇一	朝霞市本町一 三四一五〇五 ラージュビル	鶴ヶ島市富士見 二二八一六	鶴ヶ島市藤金三 〇四一二	坂戸市清水町四 六〇四一 六〇四一 ルマンション 〇二号室	坂戸市東坂戸二 八一〇四
介護予防認知症対 応型共同生活介護	認知症対応型共同 生活介護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導
平成二十九年二月一 日	平成三十一年二月二 十八日	平成二十七年十一月 一日	平成三十年十一月一 日	平成三十一年三月三 十一日	平成三十一年三月三 十一日	平成三十一年三月三 十一日	平成三十一年三月三 十一日

利根いこの里 ショートステイ (ユニット型)	小川ひなた荘指定 通所介護事業所	小川ひなた荘指定 居宅介護支援事業所
加須市大越一九 三三	比企郡小川町小 川一五四八―一	比企郡小川町小 川一五四八―一
短期入所生活介護	通所介護 介護予防通所介護	居宅介護支援
平成三十年四月三十日	平成二十八年三月三十一日	平成二十八年三月三十一日